

# 大飯原発差止訴訟【京都地裁】の原告を募集中

参加費は最初の5,000円のみでOK

第7次追加

- (1) 日本に居住していれば、年齢、性別、国籍などを問わず、誰でも原告になることができます。  
すでに原告になっている方は、改めて申し込む必要はありません。  
(この用紙を、お近くの友人やご家族にお渡して誘ってください。不明の場合はお問い合わせください)
- (2) 現在、すでに大阪地裁、大阪高裁、大津地裁などで「大飯原発」の差止を求める裁判の原告になっている方は、申し込むことができません。  
(大飯原発が対象外の老朽原発40年廃炉名古屋訴訟や、すでに終了した裁判の場合は、申し込み OK です)
- (3) 訴訟の概略は、カラーパンフをご覧ください。
- (4) くわしい「Q&A」は、京都脱原発原告団のWebでご覧いただけます。→→→
- (5) 下記の原告申込書を、次のいずれかにお送りいただければ、必要書類や振込用紙一式をお送りします。

郵送：〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町280 ヤサカ烏丸御所南ビル 4F  
京都第一法律事務所 気付 京都脱原発原告団  
FAX：075-255-2507  
Mail：meisei@pp.iij4u.or.jp (吉田明生)



1万人原告を  
めざしています！

9月末×切

あなたも大飯原発差止訴訟【京都地裁】の原告に！

## 原告申込書

記入年月日	年	月	日
氏名			
ふりがな			
郵便番号 住所(1) 住所(2)マンション名など			
電話番号			
Mailアドレス (1文字ずつ独立させて明確に)			
その他質問など			

キ  
リ  
ト  
リ  
線

京都脱原発原告団・弁護団は、いただきました個人情報を次の規程により管理、運営いたします。

- 秘密の厳守：個人情報を当裁判手続き以外の目的で使用しません。
- 譲渡、提供の禁止：個人情報を外部に流出あるいは譲渡、提供しません。